

旅客営業規則（成田空港線適用）

（平成 22 年 7 月 17 日施行）

第 1 編 総 則

第 1 条 この規則の目的	1
第 2 条 適用範囲	1
第 3 条 用語の意義	1
第 4 条 運賃・料金前払の原則	2
第 5 条 契約の成立時期および適用規定	2
第 6 条 旅客の運送等の制限または停止	2
第 7 条 運行不能の場合の取扱方	2
第 8 条 営業キロ程のは数計算方	3
第 9 条 期間の計算方	3
第 10 条 乗車券類等に対する証明	3
第 11 条 旅客の提出する書類	3

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

第 12 条 特別急行料金を收受する列車の施設の表示	4
第 13 条 乗車券類の購入および所持	4
第 13 条の 2 乗車券の購入および所持の特例	4
第 14 条 営業キロ程	4
第 15 条 駅員無配置駅の旅客の取扱方	4
第 16 条 削 除	4
第 17 条 削 除	4

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

第 18 条 乗車券類の種類	5
第 19 条 乗車券類の発売箇所および発売方法	5
第 20 条 乗車券類の発売範囲	5
第 21 条 乗車券類の発売日	6
第 21 条の 2 乗車券類の発売時間および発売区間	6
第 22 条 乗車券類の購入申込書	6
第 22 条の 2 臨時特殊割引普通乗車券の発売	6
第 23 条 伝染病患者に対して発売する乗車券	7
第 23 条の 2 払いもどし等について特約した乗車券類の発売	7
第 23 条の 3 割引乗車券類の発売の制限	7
第 24 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	7

第 25 条 割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	7
第 2 節 普通乗車券の発売	
第 26 条 普通乗車券の発売	8
第 27 条 削 除	8
第 28 条 削 除	8
第 29 条 削 除	8
第 30 条 被救護者割引普通乗車券の発売	8
第 31 条 被救護者割引証	8
第 32 条 乗継割引普通乗車券の発売	9
第 32 条の 2 削 除	10
第 3 節 定期乗車券の発売	
第 33 条 削 除	11
第 34 条 削 除	11
第 35 条 通勤定期乗車券の発売	11
第 36 条 通学定期乗車券の発売	11
第 37 条 定期乗車券の一括発売	13
第 38 条 乗継割引定期乗車券の発売	13
第 4 節 普通回数乗車券の発売	
第 39 条 普通回数乗車券の発売	14
第 40 条 通学用割引普通回数乗車券の発売	14
第 41 条 削 除	15
第 42 条 削 除	15
第 5 節 団体乗車券の発売	
第 43 条 団体乗車券の発売	16
第 44 条 削 除	17
第 45 条 団体旅客運送の申込み	17
第 46 条 団体旅客運送の予約	18
第 47 条 削 除	19
第 48 条 責任人員および保証金	19
第 49 条 削 除	19
第 50 条 削 除	19
第 51 条 一部区間不乗の団体乗車券の発売	20
第 51 条の 2 団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等	20
第 6 節 貸切乗車券の発売	
第 52 条 貸切乗車券の発売	21
第 53 条 貸切旅客運送の申込み	21

第 54 条 貸切旅客運送の予約	21
第 55 条 貸切旅客に対する保証金等	21
第 56 条 削 除	21
第 7 節 特別急行券の発売	
第 57 条 特別急行券の発売	22
第 8 節 削 除	
第 9 節 削 除	
第 10 節 削 除	
第 11 節 特別急行券の関連発売	
第 64 条 特別急行券と乗車券の関連発売	23
第 3 章 旅客運賃・料金	
第 1 節 通 則	
第 65 条 旅客運賃・料金の種類	24
第 66 条 削 除	24
第 67 条 旅客運賃・料金計算上の経路等	24
第 68 条 旅客運賃・料金計算上の営業キロ程の計算方	24
第 69 条 削 除	24
第 70 条 削 除	24
第 71 条 削 除	25
第 72 条 削 除	25
第 73 条 旅客の区分およびその旅客運賃・料金	25
第 74 条 小児の旅客運賃・料金	25
第 74 条の 2 割引の旅客運賃・料金	25
第 74 条の 3 臨時特殊割引	26
第 75 条 旅客運賃・料金の概算収受	26
第 76 条 旅客運賃割引の重複適用の禁止	26
第 2 節 普通旅客運賃	
第 77 条 大人片道普通旅客運賃	27
第 77 条の 2 乗継運賃	28
第 78 条 削 除	28
第 79 条 削 除	28
第 80 条 削 除	28
第 81 条 削 除	28
第 82 条 削 除	28
第 83 条 削 除	28
第 84 条 削 除	28

第 85 条 削 除	28
第 86 条 削 除	28
第 87 条 削 除	28
第 88 条 削 除	29
第 89 条 削 除	29
第 90 条 往復普通旅客運賃	29
第 91 条 削 除	29
第 92 条 削 除	29
第 93 条 被救護者割引	29
第 93 条の 2 乗継割引普通旅客運賃	29
第 94 条 削 除	29
第 3 節 定期旅客運賃	
第 95 条 大人定期旅客運賃	30
第 95 条の 2 乗継定期旅客運賃	30
第 96 条 削 除	30
第 97 条 削 除	31
第 98 条 削 除	31
第 99 条 削 除	31
第 100 条 削 除	31
第 101 条 削 除	31
第 102 条 は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	31
第 103 条 乗継割引定期旅客運賃	31
第 104 条 削 除	31
第 105 条 削 除	31
第 4 節 普通回数旅客運賃	
第 106 条 普通回数旅客運賃	32
第 107 条 通学用割引普通回数旅客運賃	32
第 108 条 削 除	32
第 109 条 削 除	32
第 110 条 削 除	32
第 5 節 団体旅客運賃	
第 111 条 団体旅客運賃	33
第 112 条 団体旅客運賃の計算方	33
第 113 条 削 除	34
第 114 条 削 除	34
第 115 条 実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金	34

第 116 条 削 除	34
第 117 条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算	34
第 118 条 削 除	35
第 6 節 貸切旅客運賃	
第 119 条 貸切旅客運賃	36
第 120 条 削 除	36
第 121 条 削 除	36
第 122 条 貸切旅客運賃の最低額	36
第 123 条 貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃	36
第 124 条 貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算	36
第 7 節 特別急行料金	
第 125 条 特別急行料金	37
第 126 条 削 除	37
第 127 条 削 除	37
第 128 条 団体旅客または貸切旅客に対する特別急行料金	37
第 129 条 削 除	37
第 8 節 削 除	
第 9 節 削 除	
第 10 節 削 除	
第 11 節 その他の料金	
第 140 条 削 除	38
第 141 条 削 除	38
第 142 条 削 除	38
第 143 条 車両の留置料金	38
第 144 条 削 除	38
第 145 条 貸切扱取消の場合の回送料	38
第 146 条 削 除	38
第 4 章 乗車券類の効力	
第 1 節 通 則	
第 147 条 乗車券類の使用条件	39
第 148 条 乗車券類の効力の特例	39
第 149 条 券面表示事項が不明または不備の乗車券類	39
第 150 条 不乗区間にに対する取扱い	39
第 151 条 有効期間の起算日	40
第 152 条 小児用乗車券類の効力の特例	40
第 153 条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方	40

第2節 乗車券の効力	
第154条 有効期間	41
第155条 継続乗車	41
第156条 途中下車の禁止	41
第157条 削除	41
第158条 削除	41
第159条 削除	41
第160条 削除	41
第161条 削除	41
第162条 乗換時間の制限	42
第163条 割引普通回数乗車券の効力	42
第163条の2 削除	42
第164条 改氏名の場合の定期乗車券の書替	42
第165条 乗車券が前途無効となる場合	42
第166条 削除	42
第167条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	42
第168条 定期乗車券が無効となる場合	43
第169条 削除	44
第170条 通学定期乗車券の効力	44
第171条 被救護者用割引乗車券の効力	45
第3節 特別急行券の効力	
第172条 特別急行券の効力	46
第173条 削除	46
第174条 特別急行券が無効となる場合	46
第4節 削除	
第5節 削除	
第6節 削除	
第5章 乗車券類の様式	
第1節 通則	
第183条 乗車券類の表示事項	47
第184条 この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等	47
第185条 削除	48
第186条 字模様の印刷	48
第187条 乗車券類の駅名等の表示方	48
第188条 旅客運賃・料金の割引等に対する表示	48
第1款 普通乗車券の様式	

第 189 条 常備片道乗車券の様式	50
第 190 条 削 除	50
第 191 条 補充片道乗車券の様式	50
第 192 条 削 除	50
第 193 条 削 除	50
第 194 条 削 除	50
第 195 条 補充往復乗車券の様式	51
第 196 条 削 除	51
第 197 条 削 除	51
第 198 条 削 除	51
第 2 款 定期乗車券の様式	
第 199 条 常備定期乗車券の様式	52
第 200 条 削 除	52
第 201 条 補充定期乗車券の様式	52
第 202 条 削 除	52
第 3 款 回数乗車券の様式	
第 203 条 削 除	53
第 204 条 補充回数乗車券の様式	54
第 205 条 削 除	54
第 206 条 削 除	54
第 207 条 削 除	54
第 4 款 団体乗車券の様式	
第 208 条 団体乗車券の様式	55
第 5 款 貸切乗車券の様式	
第 209 条 貸切乗車券の様式	56
第 210 条 削 除	56
第 3 節 特別急行券の様式	
第 211 条 常備特別急行券の様式	57
第 212 条 補充特別急行券の様式	57
第 213 条 車内特別急行券の様式	58
第 4 節 削 除	
第 5 節 削 除	
第 6 節 削 除	
第 7 節 削 除	
第 8 節 特別補充券の様式	
第 224 条 特別補充券の発行	59

第 225 条 駅用特別補充券の様式	59
第 226 条 削 除	59
第 227 条 削 除	59
第 6 章 乗車券類の改札および引渡し	
第 1 節 通 則	
第 228 条 乗車券類の改札	60
第 229 条 乗車券類の引渡し	60
第 2 節 乗車券の改札および引渡し	
第 230 条 普通乗車券の改札および引渡し	61
第 231 条 定期乗車券の改札および引渡し	61
第 232 条 普通回数乗車券の改札および引渡し	61
第 233 条 団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し	61
第 3 節 特別急行券の改札および引渡し	
第 234 条 特別急行券の改札および引渡し	62
第 4 節 削 除	
第 5 節 削 除	
第 6 節 削 除	
第 7 章 乗車変更等の取扱い	
第 1 節 通 則	
第 237 条 乗車変更等の取扱箇所	63
第 237 条の 2 手数料の収受	63
第 238 条 払いもどし請求権行使の期限	63
第 239 条 削 除	63
第 240 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受または払いもどしをする場合の既収額	63
第 2 節 乗車変更等の取扱い	
第 1 款 通 則	
第 241 条 乗車変更の種類	64
第 242 条 乗車変更の取扱範囲	64
第 243 条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	64
第 244 条 特別急行券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等	64
第 245 条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	65
第 246 条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間	65
第 247 条 別途乗車	65
第 2 款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い	
第 248 条 乗車券類変更	66

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い	
第249条 区間変更	67
第250条 削除	67
第251条 削除	67
第252条 削除	67
第253条 団体乗車券変更	67
第4款 削除	
第5款 削除	
第6款 削除	
第7款 削除	
第3節 旅客の特殊取扱い	
第1款 通則	
第261条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	69
第262条 乗車変更等の手数料の払いもどし	69
第263条 旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合	69
第2款 乗車券類の無札および無効	
第264条 乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	70
第265条 定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	70
第266条 乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方	71
第267条 特別急行券の無札および不正使用の旅客に対する特別急行料金・ 増料金等の収受	71
第3款 乗車券類の紛失	
第268条 乗車券類紛失の場合の取扱方	72
第269条 再収受した旅客運賃・料金の払いもどし	72
第270条 団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方	72
第4款 任意による旅行の取りやめ	
第271条 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	73
第272条 使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃および ライナー回数料金の払いもどし	73
第273条 特別急行料金の払いもどし	73
第273条の2 旅行開始前の団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・ 料金の払いもどし	74
第274条 旅行開始後の旅客運賃の払いもどし	74
第275条 不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合	74
第276条 削除	76
第277条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	75

第 277 条の 2 回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	75
第 278 条 旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし	75
第 279 条 傷い疾病等の場合の証明	76
第 280 条 有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例	76
第 281 条 削除	76
第 5 款 運行不能および遅延	
第 282 条 列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方	77
第 282 条の 2 旅行中止による旅客運賃および料金の払いもどし	78
第 283 条 有効期間延長	78
第 284 条 無賃送還の取扱方	79
第 285 条 他経路乗車の取扱い	79
第 286 条 旅客運賃・料金の払いもどし駅	80
第 287 条 不通区間の別途旅行の取扱方	80
第 288 条 定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または 旅客運賃の払いもどし	80
第 289 条 削除	81
第 290 条 運行不能・遅延等の場合のその他の請求	81
第 6 款 誤乗および誤購入	
第 291 条 誤乗区間の無賃送還	82
第 292 条 誤乗区間無賃送還の取扱方	82
第 293 条 乗車券の誤購入の場合の取扱方	82
第 8 章 入場券	
第 1 節 入場券	
第 294 条 入場券の発売	83
第 295 条 入場券の料金	83
第 296 条 入場券の効力	83
第 297 条 入場券が無効となる場合	83
第 298 条 入場券の様式	84
第 299 条 入場券の改札および引渡し	84
第 300 条 無札入場者	84
第 301 条 入場料金の払いもどし	84
第 2 節 削除	
第 9 章 削除	
第 10 章 手回り品	
第 307 条 手回り品および持込禁制品	86
第 307 条の 2 危険品の適用除外の物品	

第 308 条 無料手回り品	86
第 309 条 削 除	87
第 309 条の 2 削 除	87
第 310 条 削 除	87
第 311 条 削 除	87
第 311 条の 2 削 除	87
第 311 条の 3 削 除	87
第 312 条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	88
第 313 条 削 除	88
第 314 条 削 除	88
第 315 条 手回り品の保管	88
第 316 条 削 除	88

(この規則の目的)

第 1 条 この規則の目的は、京成電鉄株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社線のうち、成田空港線にかかる旅客の運送等については、この規則を適用する。

2 前項の規定のほか、別に定める場合を除いて、京成電鉄線規則を準用する。

3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ホームページ等への掲載等により告知するものとする。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは当社の経営する鉄道線をいい、印旛日本医大駅を経由する京成高砂～成田空港間（以下「成田空港線」という。）および京成本線・東成田線・押上線・金町線・千葉線・松戸線・千原線（以下「京成電鉄線」という。）を路線区分とする。
- (2) 「北総線」とは成田空港線のうち、線路を共有する京成高砂～印旛日本医大間において、北総鉄道株式会社（以下「北総鉄道」という。）が経営する鉄道線をいう。
- (3) 「駅」とは旅客の取扱いをする停車場・案内所をいう。
- (4) 「乗換駅」とは当社線内の他の路線に乗換えるため、一旦改札を出場する駅をいう。
- (5) 「列車」とは旅客の運送を行う電車をいう。
- (6) 「特別急行列車」とはスカイライナーをいう。
- (7) 「スカイライナー」とは座席指定列車をいう。なお、営業路線に京成本線の京成上野～京成高砂間を含むものとする。
- (8) 「乗車券類」とは乗車券および特別急行券をいう。
- (9) 「特別急行券」とはスカイライナー券をいう。
- 10) 「旅行開始」とは旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(運賃・料金前払の原則)

- 第 4 条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合は、旅客は現金をもって所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃・料金については、当社において特に認めたクレジットカードによって支払うことができる。
- (1) 定期旅客運賃
 - (2) 特別急行料金
 - (3) 特別急行券と同時に使用する普通乗車券の普通旅客運賃
- 3 別に定めるカードの S F によって、乗車券類への引換えができるものとする。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第 5 条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

- 第 6 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。
- (1) 乗車券類および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
 - (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
 - (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込みの列車の制限
- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

- 第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することができる。
- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
 - (2) 不通区間にに対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。
- 2 前項ただし書きの規定は、特別急行券について、これを準用する。ただし、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。
- 3 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(営業キロ程のは数計算方)

第 8 条 営業キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第 10 条 当社において、乗車券類等・旅客運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第 11 条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が当社に提出する書類は、墨・インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客は前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押すものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、定期乗車券購入申込書については、鉛筆で記載することができる。この場合、前項の規定は適用しない。

4 旅客から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。

第2編 旅客営業
第1章 通 則

(特別急行料金を收受する列車の施設の表示)

第 12条 特別急行料金を收受する列車については、旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

(乗車券類の購入および所持)

第 13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客が特別急行列車に乗車する場合は、その乗車に有効な特別急行券を購入し、これを所持しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客または係員の承諾を得て、乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(乗車券の購入および所持の特例)

第 13条の2 前条第1項の規定にかかわらず、成田空港線のうち、京成高砂～印旛日本医大間を乗車する旅客は、北総鉄道が発売する乗車券を購入し、これを所持するものとする。

2 前項に規定する乗車券を所持する旅客は、成田空港線の列車に乗車することができるものとする。

(営業キロ程)

第 14条 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもつて定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロ程による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第 15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第 16条 京成電鉄線規則を準用する。

第 17条 京成電鉄線規則を準用する。

第2章 乗車券類の発売
第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第 18 条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- | | |
|-----------|---------|
| イ 普通乗車券 | 片道乗車券 |
| | 往復乗車券 |
| ロ 定期乗車券 | 通勤定期乗車券 |
| | 通学定期乗車券 |
| ハ 普通回数乗車券 | |
| ニ 団体乗車券 | |
| ホ 貸切乗車券 | |
- (2) 特別急行券
イ スカイライナー券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第 19 条 乗車券類は、駅において係員または乗車券類発売機により発売する。

ただし、特別急行券および定期乗車券は、当社の指定した駅において発売し、また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

- 2 乗車券類を所持しないで、駅員無配置駅から乗車した旅客および係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する特別急行券は、前項の規定にかかわらず、列車内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第 20 条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 特別急行券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
- (2) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券または普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
- (3) 定期乗車券・团体乗車券または貸切乗車券を発売する場合

- (4) 特別急行券を発売する場合
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な特別急行券に限つて発売する。
- (乗車券類の発売日)
- 第 21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。
ただし、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれ当該各号に定めるところによって発売する。
- (1) 普通乗車券
特別急行券と同時に使用する普通乗車券は、その特別急行券を発売する日から発売する。
- (2) 定期乗車券
有効期間の開始日の14日前から発売する。
- (3) 団体乗車券または貸切乗車券
運送引受後であって、旅客の始発駅出発日の14日前から発売する。
ただし、別に定めるものについてはこの限りでない。
- (4) 特別急行券
当該列車が始発駅を出発する日の1か月前の同じ日から発売する。
- 2 特別急行券の発売日は、前項の規定にかかわらず、別に定めがある。
- 3 当社の指定した旅行業者が発売する乗車券類については、前各項の規定にかかわらず、別に定める発売日から発売することがある。

- (乗車券類の発売時間および発売区間)
- 第 21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間および発売区間について
は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車等の乗車に必要な時刻
から終発列車の発車時刻までとする。ただし、乗車券類の種類別の発売
時間を別に定めことがある。この場合、この旨を関係の駅に掲示する
ものとする。
- (2) 発売区間については、前号に規定する発売時間内において、旅客の希望
する区間の乗車券類を発売する。ただし、普通乗車券および普通回数乗
車券の発売区間については、別に定めがある。

- (乗車券類の購入申込書)
- 第 22条 乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記
入を求めることがある。

- (臨時特殊割引普通乗車券の発売)
- 第 22条の2 当社が特に必要と認める場合は、臨時特殊割引普通乗車券を発売

することがある。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第 23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114条）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条または第20条の規定を準用するものに限る。）、新型感染症および新型インフルエンザ等感染症をいう。

(払いもどし等について特約をした乗車券類の発売)

第 23条の2 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし、乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券類の発売の制限)

第 23条の3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 24条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第 25条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
 - (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
 - (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
 - (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
 - (5) 記名人以外の者が使用したとき。
- 2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。
- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。
 - (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 26条 旅客が列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券または往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

第 27条 京成電鉄線規則を準用する。

第 28条 京成電鉄線規則を準用する。

第 29条 京成電鉄線規則を準用する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 30条 学校および救護施設指定取扱規則(東日本旅客鉄道株式会社公告第6号)第21条に規定する施設(以下「指定救護施設」という。)に保護され、または救護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって、付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第 31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種

類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

被救護者旅客運賃割引証		裏
発行者 東京急行電鉄		（この割引証の使用上の注意）
乗車駅名　新橋		（1）被救護者会社の印をした施設に保管され、又は販売される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回限りで使用することができます。
乗車券の種類　片道　新橋発　片道　新橋		（2）この割引証は、他の割引証と一緒に使って使用できません。
旅行証明書番号　新規登録		（3）この割引証の記入事項はなく内を切くらは、旅行者において購入（乗車券の種類は、該当のものを必ず）し、又は押印していないものは、使用できません。
利用者の氏名　佐々木　洋子		（4）この割引証に記入した事項を訂正したときは、その場所に發行者の職印のないものは、使用できません。
性別　女		（5）この割引証は、記入人が購入して使用できます。しかし、記入人であっても使用資格を失った場合は、使用できません。
誕生日　1970年1月1日		（6）この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記入人以外の者は、使用できません。
施設の両面券　無		（7）この割引証によって購入した割引普通乗車券は、通常の旅行証明書を無効しないときは、使用できません。又、無効証明書は、通常の旅券があるときは、空ぶけてください。
乗車券名　新橋		（8）この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期間まで（1箇月間）です。
乗車券名　新橋		
（発行駅）（乗車駅番号）（発行年月日）（定期運賃） （基本運賃）（見返連絡）（定期運賃）34 33		

12.8cm

表

裏

9.1cm

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

（乗継割引普通乗車券の発売）

第 32条 旅客が、次に掲げる区間を連絡乗車する場合は、各運輸機関について、乗継割引普通乗車券を発売する。

（1） 東松戸駅相互発着となる場合

乗 継 割 引 適 用 区 間		
当社線	接続駅	他社線
成田空港線 東松戸駅	京成高砂	都営地下鉄線 全線各駅
電鉄線（通過とする。） 押上～京成高砂間	押上	

（2） 新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央・印旛日本医大の各駅相互発着となる場合

乗 継 割 引 適 用 区 間		
当社線	接続駅	他社線
成田空港線 新鎌ヶ谷駅 千葉ニュータウン中央駅 印旛日本医大駅	京成高砂	都営地下鉄線 全線各駅
電鉄線（通過とする。） 押上～京成高砂間	押上	

第 33条の2 削 除

第3節 定期乗車券の発売

第 33条 京成電鉄線規則を準用する。

第 34条 京成電鉄線規則を準用する。

(通勤定期乗車券の発売)

第 35条 旅客が、次に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通勤定期乗車券を発売する。

常時、区間および経路を同じくして乗車する場合

2 定期乗車券購入申込書の様式は次のとおりとする。

表 裏

(通学定期乗車券の発売)

第 36条 指定学校（旅客鉄道会社が指定した学校をいう。以下同じ。ただし、第40条第1項第1号に規定する学生を除く。）の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
- (2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

式の上部余白に指定発売駅を表示する。

- 4 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、通学証明書の表面余白に有効開始日または、有効期限の表示（赤書き）のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 5 指定学校（ただし第40条第1項第1号に規定する学生を除く。）の学生、生徒もしくは児童が実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときに限り第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

（定期乗車券の一括発売）

- 第 37条 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。
- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

（乗継割引定期乗車券の発売）

- 第 38条 旅客が、次に掲げる区間を連絡乗車する場合は、各運輸機関について乗継割引定期乗車券を発売する。

乗 継 割 引 適 用 区 間		
当社線	接続駅	他社線
成田空港線 東松戸駅 新鎌ヶ谷駅 千葉ニュータウン中央駅 印旛日本医大駅	京成高砂	都営地下鉄線 全線各駅
電鉄線（通過とする。） 押上～京成高砂間		
成田空港線 東松戸駅 新鎌ヶ谷駅 千葉ニュータウン中央駅 印旛日本医大駅	京成高砂	東京メトロ線 全線各駅
電鉄線（通過とする。） 押上～京成高砂間		

第4節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第 39 条 当社が別に定める適用要件を満たした場合に限り、成田空港線の同一区間を乗車する旅客に対しては、11券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券の1券片は、片道乗車券を販売できる区間に限るものとする。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合、その在籍する指定学校の代表者において旅客鉄道会社所定の様式に必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、居住地最寄り駅と当該指定学校の最寄り駅との区間について通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 第1項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

3 第1項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証の様式は次の各号のとおりとする。

(1) 放送大学の学生が提出する割引証は、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

表 裏



(2) 通信教育を行う高等学校の生徒が提出する割引証は、指定学校の代表者において乗車券の種類（「回数」と記入する。）・乗車区間その他必要事項を記入したものとする。ただし、面接授業または試験期間の記入はし

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 43条 一団となった旅客の全員が、発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 次の1に該当する学校等の生徒等が25人以上と、その付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護婦を含む。以下同じ。）または、これと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

(イ) 指定学校(ただし第40条第1項第1号に規定する学生を除く。)
の学生・生徒・児童または幼児

(ロ) 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童

ロ イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次の1に該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所の児童または、小学校第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害または虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

ハ イの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

(3) 訪日観光団体

訪日観光客15人以上またはこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で、責任のある代表者が引率するものとする。ただし、訪日観光客は、日本国在外外交官・入国審査官または社団法人日本旅行業協会会长において発行した訪日観光団であることの証明書を所持するものに限る。

2 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を收受して、団体乗車券を発売することがある。

第 44条 京成電鉄線規則を準用する。

(団体旅客運送の申込み)

第 45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体

教育長または校長(保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。)
ただし、数校連合の場合で校長が申込むときは、各校長連名とし、
代表校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者または旅行業者

(3) 訪日観光団体

代表者または旅行業者

3 団体旅行申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 旅行業者住所氏名欄には、旅行業者があっ旋をした場合に当該旅行業者の住所氏名を記入する。ただし、訪日観光団体および普通団体であって、旅行業者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。

(3) 前項第1号の場合で数校連合のとき、または、第43条第2項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員または、普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示するものとする。

4 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

This is a scanned image of a Japanese Group Travel Application (Group Travel Application Form). The form is titled "Group Travel Application" (団体旅行申込書) and includes fields for company information, travel dates, and passenger details. It also contains a large table for listing passengers and their travel details, along with several explanatory notes at the bottom.

(団体旅客運送の予約)

第 46 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上の支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に次の様式による団体旅行引受書を交付する。ただし、第48条に規定する責任人員をつけないものにあっては、前条の規定によって収受した団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、団体旅行引受書に代用し、また、前条第1項ただし書きの規定により、団体旅行申込書の提出を省略したものにあっては、口頭による通知をもって団体旅行引受書に代えることがある。

3 前項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

This is a scanned image of a Japanese Group Travel Confirmation (Group Travel Handling Form). The form is titled "Group Travel Handling" (団体旅行取扱書) and includes fields for company information, travel dates, and passenger details. It also contains a large table for listing passengers and their travel details, along with several explanatory notes at the bottom.

第 47条 京成電鉄線規則を準用する。

(責任人員および保証金)

第 48条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を付し保証金を收受することを条件として、その運送の引受けを行う。

- (1) 特別に列車を設定し、または、客車を増結して運送する場合
- (2) 特別急行券の購入を必要とする場合
- (3) その他特別の手配をして運送する場合

2 前項の規定による責任人員は、次の各号の1による人員とし、旅客の責に帰さない事由による場合を除き、実際乗車人員が責任人員に満たない場合であっても行程の全区間に對し責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を收受することを条件とするものとする。

- (1) 貸切扱いの団体にあっては、第119条に規定する貸切旅客運賃受定員の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満のは数は1両ごとに切り捨てる。）
- (2) その他の団体にあっては、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客のときは、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満のは数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）

3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した、団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）とし旅客の責に帰さない事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときはこれを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによって取扱うものとする。

- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該団体旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。
- (2) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があつても、その過剰額は返還しない。
- (3) 保証金は、次に該当する場合は、その納付額の全額を返還する。
 - イ 当社の都合により団体旅客運送の申込みを取り消した場合
 - ロ 天災事変等の原因によって団体旅行ができなくなった、団体旅客運送の申込みを取り消した場合
- (4) 保証金には、利子を付けない。

第 49条 京成電鉄線規則を準用する。

第 50条 京成電鉄線規則を準用する。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第 51 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等)

第 51 条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受け後、旅行開始前に申込人員の変更、一部の旅行行程の取消し、その他の取扱条件を変更する場合は、次の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合は、当該団体旅行引受書を提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

3 団体旅客運送の引受け後、旅客の申し出により団体旅客運送の変更またはその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第48条に規定する条件を付した団体については、次により取扱う。

- (1) 申込人員、その他の変更により責任人員または保証金に増減があるときで、責任人員または保証金が増加するときは、これを変更し責任人員または保証金が減少するときは、これを変更しない。
- (2) 団体乗車券の購入前の申込みを取り消したときは、すでに収受した保証金は返還しない。

4 団体旅客運送の引受け後、申込人員の変更によって人員が増加または減少した場合で、これによって取扱条件を異にするときは、変更後の人員によって構成されたものとして取扱うものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 52条 貸切乗車券は、次の各号の1に該当する単位をもって貸切る旅客に対して発売する。

- (1) 全車貸切 1車両単位で貸切る場合
- (2) 列車貸切 列車を単位として貸切る場合

(貸切旅客運送の申込み)

第 53条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2 貸切旅行申込書は、第45条第2項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 54条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に第46条第2項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第 55条 第46条第3項、第48条第3項、第50条、第51条および第51条の2までの規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第 56条 京成電鉄線規則を準用する。

第7節 特別急行券の発売

(特別急行券の発売)

第 57条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合は、乗車する駅・日・列車・号車・座席および区間を指定して発売する。

2 特別急行券を発売する際に特別急行列車が出発時刻に約1時間以上遅延している場合または約1時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであっても特別急行料金の払いもどしの請求をしないことを条件として、遅延特約の特別急行券を発売する。

第8節 京成電鉄線規則を準用する。

第9節 京成電鉄線規則を準用する。

第10節 京成電鉄線規則を準用する。

第11節 特別急行券の関連発売

(特別急行券と乗車券の関連発売)

第 64条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合の特別急行券は、当該特別急行列車の乗車に必要な乗車券と一緒に購入する場合または提示した場合に限って、発売することがある。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

第 65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- | | |
|------------|----------------------|
| イ 普通旅客運賃 | 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃 |
| ロ 定期旅客運賃 | 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃 |
| ハ 普通回数旅客運賃 | |
| ニ 団体旅客運賃 | |
| ホ 貸切旅客運賃 | |
- (2) 特別急行料金
イ スカイライナー料金

第 66条 京成電鉄線規則を準用する。

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第 67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によつて計算する。

(旅客運賃・料金計算上の営業キロ程の計算方)

第 68条 営業キロ程を使用して旅客運賃・料金を計算する場合は、別に定める場合を除いて、当社線が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

- 2 普通旅客運賃を計算する場合、その計算経路が一部もしくは全部が復乗となるときは、折返しとなる駅の前後の区間の営業キロ程を打ち切って計算する。
- 3 前各項の規定にかかわらず、成田空港線の各駅と京成電鉄線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の営業キロ程については、通算しない。

第 69条 京成電鉄線規則を準用する。

第 70条 京成電鉄線規則を準用する。

第 71条 京成電鉄線規則を準用する。

第 72条 京成電鉄線規則を準用する。

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第 73条 旅客運賃または特別急行料金は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を收受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児または乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を收受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- (4) 幼児または乳児が、指定を行う座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を收受しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第 74条 小児の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特別急行料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特別急行料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とした額（以下この方法を「は数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第 74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き大人の無割引の旅客運賃・料金または小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

2 往復乗車または連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第90条の規定に準じ、各区間ごとに割引額を差し引いては数計算した額（割引の適用がない区間については、無割引の片道普通旅客運賃）を合計した額とする。

(臨時特殊割引)

第 74条の3 第22条の2の規定により、割引の普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第 75条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申し出によつて精算する。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 76条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であつても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

(大人片道普通旅客運賃)

第 77条 成田空港線の各駅相互発着となる場合の大入片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	210円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	320円
5キロメートルをこえ7キロメートルまで	390円
7キロメートルをこえ9キロメートルまで	470円
9キロメートルをこえ11キロメートルまで	530円
11キロメートルをこえ14キロメートルまで	600円
14キロメートルをこえ17キロメートルまで	660円
17キロメートルをこえ20キロメートルまで	720円
20キロメートルをこえ23キロメートルまで	770円
23キロメートルをこえ29キロメートルまでの部分	
3キロメートルまでを増すごとに30円加算	
29キロメートルをこえ33キロメートルまで	860円
33キロメートルをこえ37キロメートルまで	900円
37キロメートルをこえ45キロメートルまでの部分	
4キロメートルまでを増すごとに30円加算	
45キロメートルをこえ49キロメートルまで	980円
49キロメートルをこえ52キロメートルまで	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、特定区間の普通旅客運賃は次に定める額とする。

空港第2ビル～成田空港間	160円
--------------	------

3 第1項の規定にかかわらず、京成高砂～印旛日本医大間の各駅相互発着となる場合の大入片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	190円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	280円
5キロメートルをこえ7キロメートルまで	330円
7キロメートルをこえ9キロメートルまで	380円
9キロメートルをこえ11キロメートルまで	430円
11キロメートルをこえ14キロメートルまで	480円
14キロメートルをこえ17キロメートルまで	550円
17キロメートルをこえ20キロメートルまで	620円
20キロメートルをこえ23キロメートルまで	670円
23キロメートルをこえ26キロメートルまで	720円
26キロメートルをこえ29キロメートルまで	770円
29キロメートルをこえ33キロメートルまで	820円

※別表第1号のとおり

4 成田空港線の各駅と京成電鉄線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人数普通旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。

(1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの大人数普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の2のとおり

(2) 成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）を接続点として、それぞれの大人数普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の3のとおり

(3) 新鎌ヶ谷駅を接続駅として、それぞれの大人数普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の3のとおり

(乗継運賃)

第 77条の2 成田空港線の各駅と北総線の各駅（京成高砂～印旛日本医大間を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人数普通旅客運賃は、別に定める額とする。

※別表第1号の4のとおり

第 78条 京成電鉄線規則を準用する。

第 79条 京成電鉄線規則を準用する。

第 80条 京成電鉄線規則を準用する。

第 81条 京成電鉄線規則を準用する。

第 82条 京成電鉄線規則を準用する。

第 83条 京成電鉄線規則を準用する。

第 84条 京成電鉄線規則を準用する。

第 85条 京成電鉄線規則を準用する。

第 86条 京成電鉄線規則を準用する。

第 87条 京成電鉄線規則を準用する。

第 88条 京成電鉄線規則を準用する。

第 89条 京成電鉄線規則を準用する

(往復普通旅客運賃)

第 90条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

第 91条 京成電鉄線規則を準用する。

第 92条 京成電鉄線規則を準用する。

(被救護者割引)

第 93条 第30条の規定により被救護者またはその付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(乗継割引普通運賃)

第 93条の2 第32条の規定による乗継割引普通運賃は、次の各号のとおりとする。

(1) 大人乗継割引運賃

- イ 第32条第1号は、成田空港線および京成電鉄線の大人数片道普通旅客運賃からそれぞれ10円を差し引いた額と、他社線の大人数片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額を併算した額とする。
- ロ 第32条第2号は、成田空港線の大人数片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額と、京成電鉄線および他社線の大人数片道普通旅客運賃からそれぞれ10円を差し引いた額を併算した額とする。

(2) 小児乗継割引運賃

- イ 第32条第1号は、成田空港線および京成電鉄線の小児片道普通旅客運賃からそれぞれ5円を差し引いた額と、他社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額を併算した額とする。ただし、10円未満のは数計算は行わない。なお、成田空港線にあっては、10円を差し引いた額を併算した額とする。
- ロ 第32条第2号は、成田空港線の小児片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額と、京成電鉄線および他社線の小児片道普通旅客運賃からそれぞれ5円を差し引いた額を併算した額とする。

第 94条 削除

(大人定期旅客運賃)

第 95 条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

(2) 大人通学定期旅客運賃

2 前項の定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 成田空港線の各駅相互発着

別表第2号に定める額とする。

(2) 前号のうち、京成高砂～印旛日本医大間の相互発着

別表第2号の2に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、空港第2ビル～成田空港駅相互間の大定期旅客運賃は次の各号に定める額とする。

(1) 通勤定期旅客運賃(1か月) 6,210円

(2) 通学定期旅客運賃(1か月) 2,230円

4 成田空港線の各駅と京成電鉄線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大定期旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。

(1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの定期旅客運賃を併算するものとする。

(2) 成田湯川～空港第2ビル間(京成高砂起点49.9キロ)を接続点として、

(3) 新鎌ヶ谷駅を接続駅として、定期旅客運賃を併算するものとする。

とする。

それぞれの定期旅客運賃を併算するものとする。

5 前項の区間における3か月および6か月の定期旅客運賃は、次の各号により算出した額とする。

(1) 3か月定期旅客運賃

乗車する区間の1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引きして、は数計算した額とする。

(2) 6か月定期旅客運賃

乗車する区間の1か月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引きして、は数計算した額とする。

(乗継定期旅客運賃)

第 95 条の2 成田空港線の各駅と北総線の各駅(京成高砂～印旛日本医大間を除く。)間を相互に乗り継いで乗車する場合の大定期旅客運賃は、別表第2号の2に定めるとおりとする。

第 96 条 京成電鉄線規則を準用する。

第 97 条 京成電鉄線規則を準用する。

第 98 条 京成電鉄線規則を準用する。

第 99 条 京成電鉄線規則を準用する。

第 100 条 京成電鉄線規則を準用する。

第 101 条 京成電鉄線規則を準用する。

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 102 条 第 37 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

(乗継割引定期旅客運賃)

第 103 条 第 38 条の規定による乗継割引定期客運賃は、成田空港線および京成電鉄線ならびに他社線の定期旅客運賃からそれぞれ 5 分引きし、は数計算した額を併算した額とする。ただし、東京メトロ各線は無割引とする。

第 104 条 京成電鉄線規則を準用する。

第 105 条 京成電鉄線規則を準用する

第4節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第106条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第107条 第40条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引
- (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引

第108条 京成電鉄線規則を準用する。

第109条 京成電鉄線規則を準用する。

第110条 京成電鉄線規則を準用する。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第111条 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

26人以上	2割引
100人以上	3割引
300人以上	4割引

(2) 普通団体

25人以上	1割引
100人以上	2割引
300人以上	3割引

(3) 訪日観光団体

15人以上	1割引
100人以上	2割引
300人以上	3割引

2 前項によるほか、当該団体旅客に対しては、次の各号による世話人等については、旅客運賃を收受しない。

(1) 学生団体

50人まではうち1人、51人以上は50人までを増すごとに1人を加える。

(2) 普通団体

100人まではうち1人、101人以上は100人までを増すごとに1人を加える。

(3) 訪日観光団体

訪日観光団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に対しては、次により旅客運賃を收受しない。

25人以上100人まではうち1人、101人以上は100人までを増すごとに1人を加える。

(団体旅客運賃の計算方)

第112条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたりの大人的普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは數計算し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたりの小兒普通旅客

運賃から割引額を差し引いた額をは數計算し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。

- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

2 前項第1号および第2号の場合において、1人あたりの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合、区間によって適用する割引率を異にするときは、同一割引率を適用するものごとに割引額を差し引いて、は數計算し、これを合計した額による。

3 第1項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異なる人員ごとに同号の規定を適用する。

第113条 京成電鉄線規則を準用する。

第114条 京成電鉄線規則を準用する。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

第115条 第48条第2項の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員（第111条第2項に規定する無賃扱人員を含む。）が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児別の不足人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃・料金を收受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、それは数を切り捨てる。）して不足人員から差し引いて計算する。

- (1) 大人および小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員
(2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、加わった小児の人員

第116条 削除

(団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算)

第117条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算は、第68条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 旅客が、第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間およびその不乗区間の営業キロ程を通算する。
(2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間の営業キロ程を通算する。

2 普通乗車券について途中下車を禁止している区间内において、途中下車する団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロ程を打切って、団体旅客運賃を計算する。

第118条 京成電鉄線規則を準用する。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第119条 第52条の規定によって全車貸切・列車貸切とする場合は、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を收受する。

第120条 京成電鉄線規則を準用する。

第121条 京成電鉄線規則を準用する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第122条 第119条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が30キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、第119条の規定によって計算した30キロメートル分の旅客運賃とする。

2 前項の規定にかかわらず、京成高砂～印旛日本医大間の各駅相互間については、その全貸切区間が12キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、第119条の規定によって計算した12キロメートル分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第123条 貸切旅客の実際乗車人員が旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を收受する。その場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の営業キロ程の通算)

第124条 第117条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第7節 特別急行料金

(特別急行料金)

第125条 第57条の規定によって発売する特別急行券の大・小児の料金は、別に定める場合を除いて、次の通りとする。

1 乗車につき 大人 1,300円、小児 650円

2 前項の規定は、京成本線の京成上野駅または日暮里駅を発着する場合においても適用する。

第126条 京成電鉄線規則を準用する。

第127条 京成電鉄線規則を準用する。

(団体旅客または貸切旅客に対する特別急行料金)

第128条 団体旅客または貸切旅客に対する特別急行料金は、その旅客の実際乗車人員に相当する特別急行料金（貸切旅客の場合は大人特別急行料金）とする。

第129条 京成電鉄線規則を準用する。

第8節 京成電鉄線規則を準用する。

第9節 京成電鉄線規則を準用する。

第10節 京成電鉄線規則を準用する。

第11節 その他の料金

第140条 京成電鉄線規則を準用する。

第141条 京成電鉄線規則を準用する。

第142条 京成電鉄線規則を準用する。

(車両の留置料金)

第143条 客車貸切旅客の申し出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間をこえるとき、または旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに6時間をこえるときは、その超過時間について、次の留置料金を收受する。

客車1両につき2時間までごとに 1,980円

2 前項の規定による車両の留置料金を貸切乗車券の発売駅において收受する場合は、貸切乗車券によって、あわせて收受する。

第144条 京成電鉄線規則を準用する。

(貸切扱取消の場合の回送料)

第145条 貸切旅客に対して使用する客車を他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込みを取り消した場合は、その回送区間および返送区間の全キロ程について、次に定める車両回送料金を收受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

客車1両1キロメートルにつき 240円

2 前項の規定による回送料は、保証金を收受したものにあっては、これを收受しない。

第146条 京成電鉄線規則を準用する。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

(乗車券類の使用条件)

第147条 乗車券類は、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が、同一区間に對して、有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。同一旅客が同一区間に對し有効な2枚以上の特別急行券を所持する場合について、また同じ。
- 3 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)

第148条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明または不備の乗車券類)

第149条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することがない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、当社が指定する駅）に差し出して、書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項または様式の整っていない乗車券類について、準用する。

(不乗区間に對する取扱い)

第150条 旅客は、第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間に對しては、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第151条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第152条 小児用の乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客の年令が12才に達した場合であっても、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

第153条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券 1日とする。

ロ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

1か月・3か月または6か月とする。

(3) 普通回数乗車券

3か月とする。ただし、第40条第1項第2号に規定する生徒に対して発売する通学用割引普通回数乗車券については、6か月とする。

(4) 団体乗車券
(5) 貸切乗車券 } その都度定める。

(継続乗車)

第155条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車しないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(途中下車の禁止)

第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券(定期乗車券を除く。)によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第157条 京成電鉄線規則を準用する。

第158条 京成電鉄線規則を準用する。

第159条 京成電鉄線規則を準用する。

第160条 京成電鉄線規則を準用する。

第161条 京成電鉄線規則を準用する。

(乗換時間の制限)

第162条 普通乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客は、乗換駅において、乗換時間が60分をこえる場合は、当該乗換駅での乗換えはできない。

(割引普通回数乗車券の効力)

第163条 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限って有効とする。

第163条の2 削除

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第164条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを当社の指定した駅に差し出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第165条 乗車券（往復乗車券または普通回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第312条の取扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法第18条の規定によって途中で下車させられたときまたは鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

第166条 京成電鉄線規則を準用する。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第25条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。

- (4) 身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは普通回数乗車券または普通乗車券と普通回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けたとき。
 - (8) 身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第155条に規定する場合を除く。
 - (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く。
 - (12) 乗車する列車等を指定した乗車券で、指定以外の列車等に乗車したとき。
 - (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (14) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して、乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

- 第168条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。
- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または普通回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第170条の規定による身分証明書を携帯していないとき。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

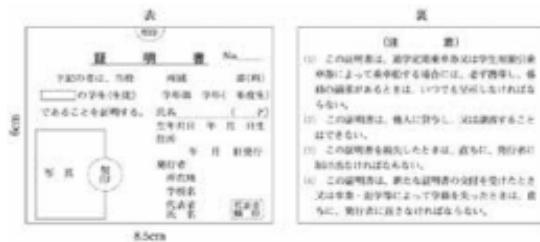
2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第169条 京成電鉄線規則を準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した様式による身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用



(2) 通学定期乗車券購入兼用



- 備考 (1) □内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6か月以内に撮影した縦3cm横3cmの正面半身のものとする。
- (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1か月間に限り、省略することができる。
- (4) 中学校第3学年以下の生徒・児童および幼児の身分証明書は、写真を省略したものとすることができる。
- (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の身分証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

- 2 指定学校において、その代表者が発行した身分証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

(被救護者用割引乗車券の効力)

第171条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表 第171号		裏
旅行証明書 No. 下記の者は、当該□内の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。 例名 _____ () 例姓 _____ () 乗車船区間 _____ 開きから () _____ 開けまで () 年 ____ 月 ____ 日 発行 発行者 所在地 姓 名 被救護者番号 例番 例姓 例名		(注) (a) この証明書は、被救護者(被添人)が他の船乗車券によって乗車する場合には、必ず持参し、係員の確認があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (b) この証明書は、他人に貸りし、又は譲渡することはできない。 (c) この証明書を紛失したときは、直ちに、旅行者に届け出なければならない。 (d) この証明書は、旅行を終了したときは有効期間を超過したときは、直ちに、旅行者に届け出なければならない。 (e) この証明書の有効期間は、発行の日から1ヶ月間とする。

6 cm

- 備考 (1) □内には、指定番号を表示する。
 (2) 乗車船区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。

- 2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。
 3 第1項の割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第3節 特別急行券の効力

(特別急行券の効力)

第172条 乗車する列車を指定した特別急行券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車に限って乗車することができる。

第173条 京成電鉄線規則を準用する。

(特別急行券が無効となる場合)

第174条 特別急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった特別急行券を使用したとき。
- (2) 指定以外の特別急行列車に使用したとき。
- (3) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した特別急行券を使用したとき。
- (5) 使用を開始した特別急行券を他人から譲り受けたとき。
- (6) 大人が小児用特別急行券を使用したとき。
- (7) その他特別急行券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した特別急行券を使用して特別急行列車に乗車した場合に準用する。

第4節 京成電鉄線規則を準用する。

第5節 京成電鉄線規則を準用する。

第6節 京成電鉄線規則を準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は印刷上の形式であって、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、または入鉄する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は必要によって次の各号に定めるところにより、変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - イ 表示事項の一部の裏面表示
 - ロ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - イ 乗車券類の寸法の変更
 - ロ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
 - ハ 表示事項の一部省略または追加

3 乗車券類の様式で大人・小児等に共用できる様式のものであっても専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用等の乗車券類は次の記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

- (1) 小児用の乗車券類 「小」
- (2) 学生用の乗車券 「学」

5 普通乗車券と特別急行券とは、それぞれ1葉のものとすることがある。

第185条 京成電鉄線規則を準用する。93

(字模様の印刷)

第186条 この章に規定する乗車券類には、表面に字模様を印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名および旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名および着駅名を表示する。
- (2) 普通乗車券にあっては、発駅名および着駅名を略図をもって表示することがある。
- (3) 普通乗車券にあっては、着駅名を「何円区間」の例により金額で表示することがある。
- (4) 旅客運賃が同額地帯のため、2駅以上を共通の着駅とした場合の乗車券の着駅名の表示は、その同額地帯の最遠駅を表示することがある。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第7号および第9号に規定する記号等については裏面）に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類および第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、またこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃を割引するもの

イ 第93条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用 株
31

(ロ) 付添人用 株
32

口 当社線とJR線との割引率が異なるものまたはそのいずれか一方に割引

の適用がないもの

鉄 社	割 割
--------	--------

 または

鉄	割
---	---

ハ イ、ロ以外のもの

鉄	割
---	---

- (2) 大人用または大人・小児用の乗車券を小児用とするもの (小)

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

- 乗車券類発売機用の大人・小児用の乗車券を小児用とするもの
小または **(小)**
- (3) 旅客運賃・料金を後払とするもの **後 払**
- (4) 再交付するもの **再**
- (5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの
継 続
- (6) 有効期間の開始日を発売日後の日とするもの
「月 日から有効」ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面に「**(前)**」と表示する。
- (7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの
身 証 割 または「証第 号」
- (8) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆき	かえり	往復
有効期間は片道 の2倍です	有効期間は片道 の2倍です	または 有効期間は片道 の2倍です
- (9) 第57条第2項の規定により発売する特別急行券に対するもの

遅延特約 列車の遅延による特別急行料金の 払いもどしません。		
--------------------------------------	--	--
- (10) 乗車券類発売機で発売する乗車券で入鋏を省略するもの

入鋏省略	または 入鋏省略
-------------	-----------------
- (11) 第40条の規定により発売する通学用割引普通回数乗車券に対するもの

放 学	または 学
------------	--------------

2 常備式の乗車券類に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金を訂正しない。

第2節 乗車券の様式
第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

自動券売機用大人用



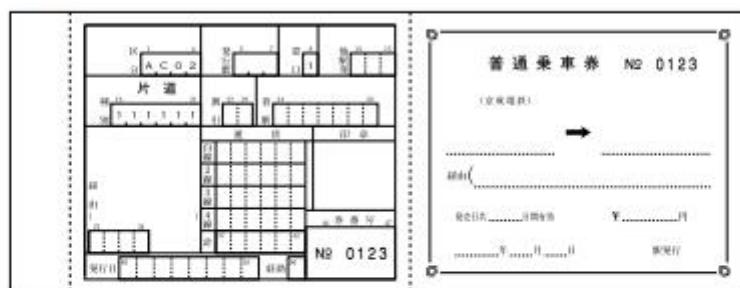
備考 裏面には磁気塗膜を附加する。

第190条 京成電鉄線規則を準用する。

(補充片道乗車券の様式)

第191条 補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



第192条 京成電鉄線規則を準用する。

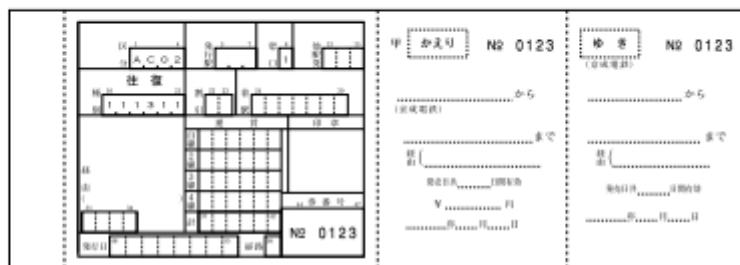
第193条 京成電鉄線規則を準用する。

第194条 京成電鉄線規則を準用する。

(補充往復乗車券の様式)

第195条 補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



第196条 京成電鉄線規則を準用する。

第197条 京成電鉄線規則を準用する。

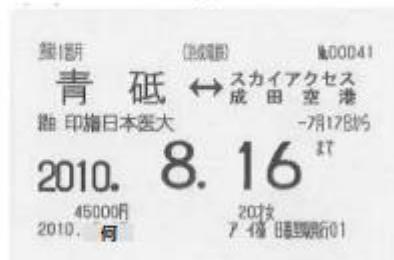
第198条 京成電鉄線規則を準用する。

第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

第199条 常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

表



裏

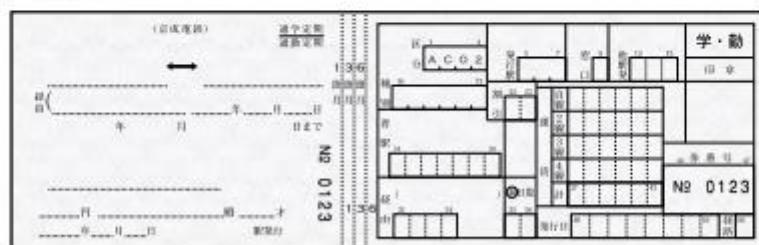


第200条 京成電鉄線規則を準用する。

(補充定期乗車券の様式)

第201条 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



第202条 京成電鉄線規則を準用する。

第3款 普通回数乗車券の様式

第203条 削除

(補充普通回数乗車券の様式)

第204条 補充普通回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



第205条 京成電鉄戦規則を準用する。

第206条 京成電鉄戦規則を準用する。

第207条 京成電鉄戦規則を準用する。

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第208条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

(補充式のもの)

(機械発券のもの)

表

This is a paper-based group travel ticket stub. It features a header with '団体乗車券' and '機関車運賃' along with a date '昭和 55年 1月 1日'. Below this is a grid for listing passengers, with columns for name, age, and fare category. At the bottom, there is a large area for calculating fares and taxes.

15cm

表

This is a paper-based group travel ticket stub. It features a header with '機械発券' and '機関車運賃' along with a date '昭和 55年 1月 1日'. Below this is a grid for listing passengers, with columns for name, age, and fare category. A large '見本' (sample) is printed in the top right corner. At the bottom, there is a large area for calculating fares and taxes.

14.8cm

裏

This is the reverse side of a paper-based group travel ticket stub. It features a large grid for fare calculations, with columns for '運賃' (Fare), '料金' (Amount), and '合計' (Total). There is also some small text at the bottom.

This is the reverse side of a paper-based group travel ticket stub. It features a large grid for fare calculations, with columns for '運賃' (Fare), '料金' (Amount), and '合計' (Total). There is also some small text at the bottom.

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第209条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の団体の文字を貸切と訂正したものとする。

第210条 京成電鉄線規則を準用する。

第3節 特別急行券の様式

(常備特別急行券の様式)

第211条 特別急行券の様式は、次のとおりとする。

自動券売機・端末機用 大人用



(補充特別急行券の様式)

第212条 補充特別急行券の様式は、次のとおりとする。

補充特別急行券 大人用



(車内特別急行券の様式)

第213条 車内特別急行券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



第4節 京成電鉄線規則を準用する。

第5節 京成電鉄線規則を準用する。

第6節 京成電鉄線規則を準用する。

第7節 京成電鉄線規則を準用する。

第8節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第224条 特別補充券は、この章の第1節から第3節までに規定する乗車券類として発行するほか、払いもどし証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

駅用（出札補充券および改札補充券）

(駅用特別補充券の様式)

第225条 駅用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

出札補充券および改札補充券

表

（旅成用券）		冊 0100-01	
事由		領收額 Amount Received	
		¥	千
		百	十
		十	円
月	日	年	月
年	月	日	年
取扱区域		有効期間	
乗車区域		有効期限	
人名 Address		小児 Child	学年 School
姓	名		
年	月	日	年
支	付	分	支
(列車名)		年月日	
記		年月日	
備		年月日	
印		領()發行	
入札・途中下車印			

125cm

13cm

87cm

裏

(ご案内)

- (1) キロ程が片道100キロメートル以内の区間のもの及び乗車特定区間内各駅相互間のものは途中下車されると前項は無効となります。
- (2) 著駅が東京都区内、横浜市内、川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都府内、大阪市内、又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間にある旅客鉄道会社各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは前項は無効となります。
- (3) 特急として発行したものは、指定の列車に限り有効です。

備考 (1) この様式は、出札・改札の共用とし、必要により「何駅 (○) 発行」または「何駅 (◎) 発行」と表示し、出札用・改札用に区分することがある。
 (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

第226条 京成電鉄線規則を準用する。

第227条 京成電鉄線規則を準用する。

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第228条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札機による改札を含む。以下、乗車券類の改札および引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

第229条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となった場合またはその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

第230条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏等（入鋏省略の表示のあるものを除く。）を受け、改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第231条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札および引渡し)

第232条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏等を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し)

第233条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際および途中下車する際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 特別急行券の改札および引渡し

(特別急行券の改札および引渡し)

第234条 特別急行券を使用する旅客は、特別急行列車に乗車する際に、その使用する特別急行券を係員に呈示して入鉄または改札を受け、また、下車した際に、使用済みの特別急行券を係員に引き渡すものとする。

第4節 京成電鉄線規則を準用する。

第5節 京成電鉄線規則を準用する。

第6節 京成電鉄線規則を準用する。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第237条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において行う。ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取扱う。

3 定期乗車券の払いもどしについては、当社の指定した駅で取扱うものとする。

(手数料の收受)

第237条の2 第18条に規定する乗車券類のうち2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について払いもどし、その他の取扱いをする場合で手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、特別急行券を各別のものとして手数料を收受する。

(払いもどし請求権行使の期限)

第238条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第282条、第282条の2、第284条、第285条、第287条、第288条の規定により旅客運賃・料金について払いもどしの請求をする場合は、払いもどしの事由が発生した日の翌日から起算して1か年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

第239条 京成電鉄線規則を準用する。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合の既取額)

第240条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第241条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は乗車変更の申し出の時期に応じて次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前または、使用開始前に申し出があった場合
　　乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後または、使用開始後に申し出があった場合
 - イ 区間変更
 - ロ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第242条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

2 前項の場合で区間変更の取扱いをするときで非変更区間と変更区間とを通じた経路が、それぞれ一部もしくは全部が復乘となるときは、乗車変更の取扱いをしない。ただし、折返し乗車となる駅までの区間に 대해서は、乗車変更の取扱いをすることができる。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 区間等に制限のある種類の割引乗車券または普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(特別急行券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第244条 特別急行券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相当の座席の余裕がある場合に限って取扱う。

2 第64条の規定によって関連発売をした乗車券類を所持する旅客が、これらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、関連発売をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更の取扱いを同時に請求しなければならない。

3 乗車列車等を指定した团体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車等が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第245条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、
乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車
券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含まない。）を差し引いた
残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に
規定する日数とする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、
乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、または旅客運賃計算の打
切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるとき
は、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間にに対する相当
の旅客運賃を收受して取扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区内の未使用区間の駅を発駅として、当該
駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合または、当該駅から折返して原乗
車券の発着区内を乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

第2款 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券または、特別急行券を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、当該特別急行券に表示された列車等が変更となる場合については、1回に限り取扱うものとする。

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対する既に收受した旅客運賃および料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃および料金とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に對しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に對する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第249条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 前項の取扱いをする場合は、原乗車券の区間にに対する既に收受した旅客運賃と、実際の乗車区間にに対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に對しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間にに対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第250条 京成電鉄線規則を準用する。

第251条 京成電鉄線規則を準用する。

第252条 削除

(団体乗車券変更)

第253条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け区間変更または乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は輸送上の支障がなく、かつ、特別急行券の変更が伴わないと限って取扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員または、変更人員に対して次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を收受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、変更区間にに対する普通旅客運賃を收受する。
- (2) 乗車区間を変更しないで列車が変更となる場合は、旅客運賃を收受しない。

第4款 京成電鉄線規則を準用する。

第5款 京成電鉄線規則を準用する。

第6款 京成電鉄線規則を準用する。

第7款 京成電鉄線規則を準用する。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第261条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第262条 旅客は、当社が乗車変更等の際に收受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第263条 旅客は、第148条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券類の無札および無効

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

- 第264条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間にに対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。
- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏等を受けないで乗車したとき。
 - (3) 第167条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取集めの際に引渡しをしないとき。
- 2 前項の場合、旅客が第167条第1項第6号の規定により無効となる2以上の普通乗車券または普通回数乗車券で乗車したときは、当該各乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、当該旅客から收受する。
- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から收受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第167条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を收受する。

(定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

- 第265条 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。
- (1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を、毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
 - (2) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、普通回数乗車券を使

用したときは、定期乗車券および普通回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、当該各券片に対して往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃

- (3) 第168条第1項第6号に該当する場合であって普通乗車券を使用したときおよび同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間にに対する普通旅客運賃

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方)

第266条 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車のある場合で、その接続列車に乗車したことが明らかなときは、その接続列車の出発駅）から、乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(特別急行券の無札および不正使用の旅客に対する特別急行料金・増料金等の收受)

第267条 第264および第266条の規定は、特別急行券に準用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第264条・第266条または前条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を收受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間にに対する普通旅客運賃・料金を收受して、増運賃および増料金は收受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払いもどし)

第269条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを最寄り駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料140円（連絡乗車券にあっては220円、特別急行券については100円）を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第270条 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃または料金を收受しないで、相当の団体乗車券または貸切乗車券の再交付があることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃・料金の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の有効開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき140円（連絡乗車券にあっては220円）を支払うものとする。

- 2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間にに対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によって関連発売をした普通乗車券については、同条の規定によって関連発売をした特別急行券を同時に提出したものにあっては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

(使用開始前の定期旅客運賃および普通回数旅客運賃の払いもどし)

第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前の普通回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は手数料として、定期乗車券については1枚につき220円を、普通回数乗車券については1冊につき220円を支払うものとする。

- 2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

(特別急行料金の払いもどし)

第273条 旅客は、特別急行券が不要となった場合は、その指定を受けた特別急行列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った特別急行料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、特別急行券1枚につき100円を支払うものとする。

- 2 第64条の規定によって関連発売をした特別急行券について、第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって関連発売をした乗車券および特別急行券を同時に呈示しなければならない。

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどし)

第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となつた場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出した時に限って、既に支払った団体旅客運賃・料金または貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、次の各号に定める額を手数料として、支払うものとする。

(1) 保証金を收受している場合

保証金に相当する額および前条第1項後段に規定する手数料に相当する額

(2) 前号以外の場合

220円

2 団体旅客または貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃・料金を払いもどしすることがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第274条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが、50キロメートルをこえるとき(乗車変更の取扱いをしたため50キロメートルをこえる場合を除く。)に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃(当該乗車券が割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃)を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき140円を支払うものとする。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、第271条の規定を準用する。

3 旅客は、第1項の規定により残額の払いもどしを請求する場合で、係員の請求があるときは、払いもどしの請求書を提出しなければならない。

(不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第275条 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間等については、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

(1) 第155条の規定により継続乗車中に前条または第278条の規定により旅行を中止した場合の不乗区間

(2) 第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合または、同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間

第276条 京成電鉄線規則を準用する。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となつた場合は、有効期間内であるときに限つて、これを駅に差し出して、既に支払つた定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合は、第272条第2項の規定を準用する。

3 第1項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1か月未満の経過日数は1か月として計算する。

4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となつた場合は、有効期間内であるときに限つて、これを駅に差し出して、既に支払つた普通回数旅客運賃から、券面区間にに対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、1冊につき220円を支払うものとする。ただし、異なる冊のものをまとめることはできない。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第278条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限つて、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、または既に支払つた旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをそ

の旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき140円(連絡乗車券にあっては220円)を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。
 - (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき。
- 2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。
- 3 定期乗車券・普通回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第1項および第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により、延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第279条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを作成するものとする。

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第280条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長または手数料140円(連絡乗車券にあっては220円)を收受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第281条 京成電鉄線規則を準用する。

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第282条 旅客は、旅行開始後または使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および普通回数乗車券を使用する旅客は、第284条に規定する無賃送還(定期乗車券による無賃送還を除く。)、第285条に規定する他経路乗車または第288条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長
- ハ 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ニ 第285条に規定する他経路乗車ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ホ 第287条に規定する不通区間の別途旅行ならびに旅客運賃の払いもどし
- ヘ 第288条に規定する定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき (接続を欠くことが確実なときを含む。) または着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき(遅延することが確実なときを含む。)

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長
- ハ 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

- イ 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- ロ 第283条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前または使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したた

め、事故発生前に購入した乗車券類(定期乗車券および普通回数乗車券を除く。)が不要となった場合は、これを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃および料金の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券、特別急行券にあっては、その乗車券類が有効期間内(前売りのものについては、有効期間の開始日前を含む。)のものであるときに限る。

(旅行中止による旅客運賃および料金の払いもどし)

第282条の2 前条第1項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃および料金の払いもどしの請求をした場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

- イ 割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。
- ロ 2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。

(2) 特別急行券

当該特別急行料金の全額。ただし、指定された特別急行列車にその全部または乗車後その一部を乗車することができなくなったときもしくは着駅到着時刻に1時間以上遅延したときに限る。

(有効期間の延長)

第283条 第282条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、乗車券について、次の各号に定めるところにより取扱う。

- (1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものと当該乗車券の有効期間とする。
 - イ 第282条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
 - ロ 第282条第1項第2号および同項第3号に規定する事由による場合は、1日
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。
- (3) 旅客が、第1号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱い)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間を最近の列車（特別急行列車を除く。）に乗車する場合に限り取扱う。ただし、特別急行券を使用して乗車した旅客については、当該特別急行券の発駅まで特別急行列車に乗車させことがある。

(2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(3) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、普通回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。

(1) 乗車券

イ 発駅まで無賃送還のとき

既に収受した旅客運賃の全額

ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき、または旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間にに対する無割引の普通旅客運賃

(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間にに対する当該割引の普通旅客運賃

(ハ) (イ)、(ロ)の場合、2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、その最遠駅を着駅として計算した額

ハ イおよびロの場合に、旅客が当該券片を使用して途中下車をしていたとき（ロの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。）は、その途中下車駅（途中下車駅が2駅以上のときは、最終途中下車駅）を途中駅とみなしてロの規定によって計算した額

(2) 特別急行券

第282条の2第2号の規定を準用する。

3 第1項に規定する無賃送還を行なった場合、普通回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱い)

第285条 第282条第1項の規定による他経路乗車の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に途中下車することができない。

- (2) 前号にかかわらず、特別急行列車に乗車した旅客は、他の経路を運行する特別急行列車に乗車することはできない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃および料金と実際乗車した区間の普通旅客運賃および料金とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間にに対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。
- 3 定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客について、第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどしおよび不足額の収受をしない。
- 4 第1項第1号ただし書の規定により定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客が、他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間にに対する普通旅客運賃を収受する。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第286条 第282条の2または第284条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
(2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第287条 第282条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗り継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間にに対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第288条 旅客は、第282条第1項の規定により定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 定期乗車券
使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間の営業キロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運

賃を次の日数（第37条第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じて、は数計算した額

- イ 有効期間が1か月のものにあっては、 30日
- ロ 有効期間が3か月のものにあっては、 90日
- ハ 有効期間が6か月のものにあっては、 180日

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、は数計算した額

第289条 京成電鉄線規則を準用する。

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第290条 旅客は、第282条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、車両の故障等または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

- 第291条 旅客（定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事實を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車（特別急行列車を除く。）によって、その誤乗区間にについて、無賃送還の取扱いをする。
- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を收受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

- 第292条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- 2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間および既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を收受する。

(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

- 第293条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。
- 2 前項の場合は、既に收受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入場券
第1節 入場券

(入場券の発売)

第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。

(入場券の料金)

第295条 入場券は、1枚について次のとおりとする。

大人	210円
小児	110円

2 前項の規定にかかわらず、京成高砂・空港第2ビルおよび成田空港の各駅については、次のとおりとする。

大人	150円
小児	80円

(入場券の効力)

第296条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

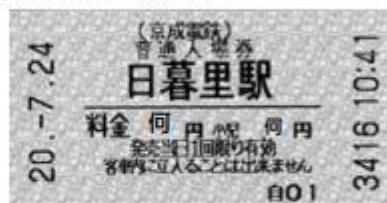
- (1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、次のとおりとする。なお、表面左端に発行日付印を印字するものとする。

自動券売機用 大人用



備考 裏面には磁気塗膜を附加する。

(入場券の改札および引渡し)

第299条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して、改札を受け、かつ、入鋏(入鋏省略の表示あるものを除く。)を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または第297条第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による入場料金を收受する。

2 前項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第301条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場券を所持する者にあっては、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

第2節 京成電鉄線規則を準用する。

第9章 京成電鉄線規則を準用する。

(手回り品及び持込禁制品)

第307条 旅客は、第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第3号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少数量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項に規定する小動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車等に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第307条の2 前条第1項第1号の規定にかかわらず、別表第4号に定める危険品のうち、社会通念上、日常的用途に相当すると認められる物品および量であり、かつ不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管状態が行われたものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。可燃性液体そのものは除く。

(無料手回り品)

第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (2) サーフボードにあっては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

4 旅客は、子犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびヘビの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。

- (1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの
- (2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

第309条 京成電鉄線規則を準用する。

第309条の2 削除

第310条 京成電鉄線規則を準用する。

第311条 京成電鉄線規則を準用する。

第311条の2 削除

第311条の3 削除

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第312条 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品または第308条の規定による持込制限をこえる物品を当社の承諾を受けないで車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、乗車券は第165条の規定により、その後の乗車について無効として回収する。

第313条 京成電鉄線規則を準用する。

第314条 京成電鉄線規則を準用する。

(手回り品の保管)

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第316条 京成電鉄線規則を準用する。

☆普通旅客運賃表(接続点・新鎌ヶ谷経由)

(2025年4月1日改定予定・きっぷの運賃)

[左] … 乗継割引設定区間 [右] … 特定運賃区間

[左]	… 復乗区間(本線運賃適用)
[右]	… 松戸線相互間
[左]	… 北総及び成田空港線～(新鎌ヶ谷)～松戸線
[右]	… 本線～(接続点)～北総及び成田空港線～(新鎌ヶ谷)～松戸線
[左]	… 本線～(接続点)～北総及び成田空港線
[右]	… 本線～(接続点)～北総及び成田空港線
[左]	… 高砂～成田空港線～(接続点)～本線
[右]	… 北総及び成田空港線～(高砂)～本線～(接続点)～北総及び成田空港線
[左]	… 東成田～2ビル・空港(70円加算運賃を適用)
[右]	… 本線～北総及び成田空港線～(高砂)～本線～東成田
[左]	… 松戸線～(新鎌ヶ谷)～北総及び成田空港線～(高砂)～本線～松戸線
[右]	… 松戸線～(新鎌ヶ谷)～北総及び成田空港線～(高砂)～本線空港

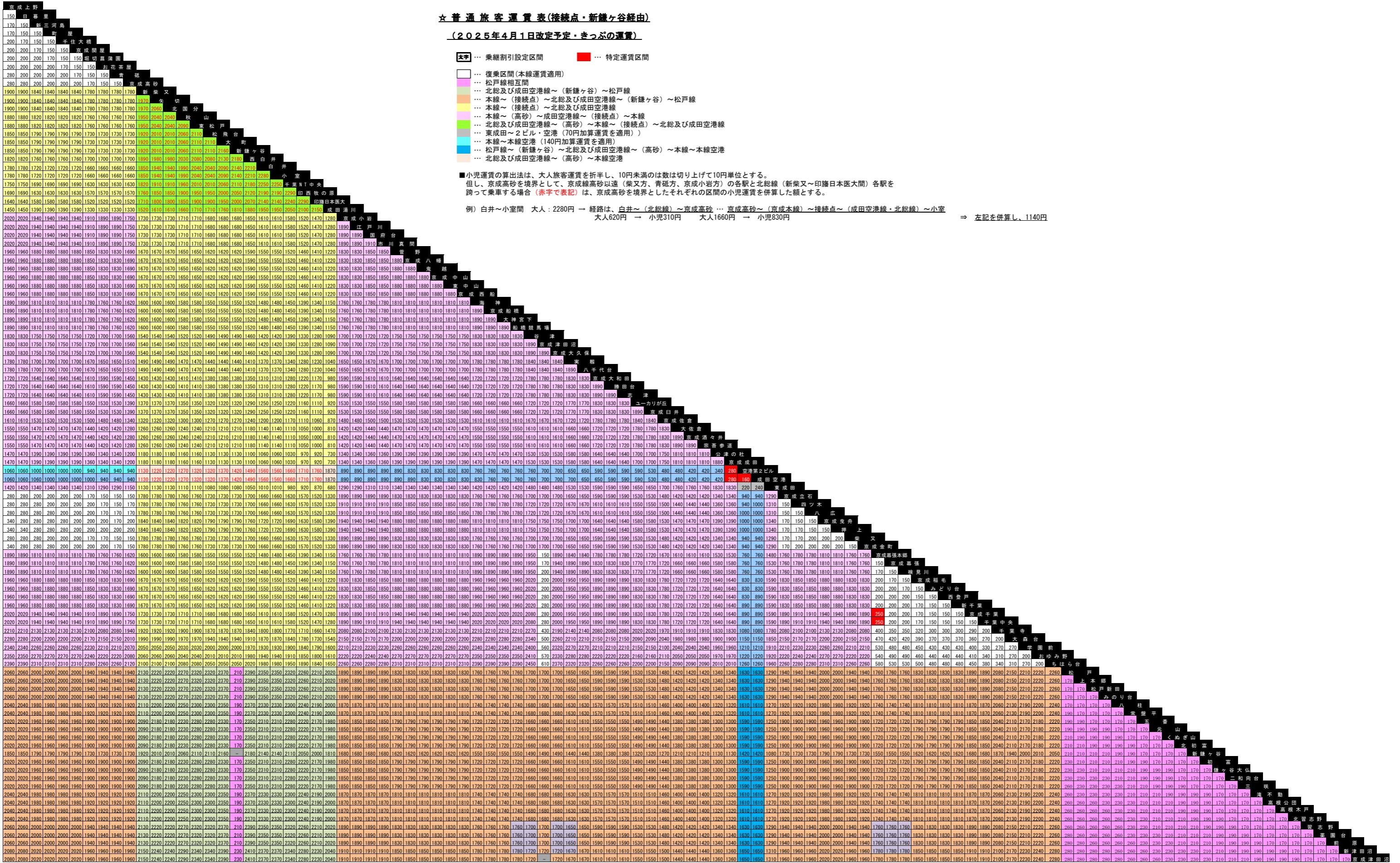
■ 小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

但し、京成高砂を境界として、京成線高砂以遠(柴又方・青砥方、京成小岩方)の各駅と北総線(新柴又～印旛日本医大間)各駅を跨って乗車する場合(赤字で表記)は、京成高砂を境界としたそれぞれの区間の小児運賃を併算した額とする。

例) 白井～小室間 大人：2280円 → 経路は、白井～(北総線)～京成高砂…京成本線～接続点～(成田空港線・北総線)～小室

大人620円 → 小兒310円 大人1660円 → 小兒830円

→ 左記を併算し、1140円



☆ 普通旅客運賃表(接続点・津田沼経由)

(2025年4月1日改定予定・きっぷの運賃)

[■] … 乗継割引設定区間 [■] … 特定運賃区間

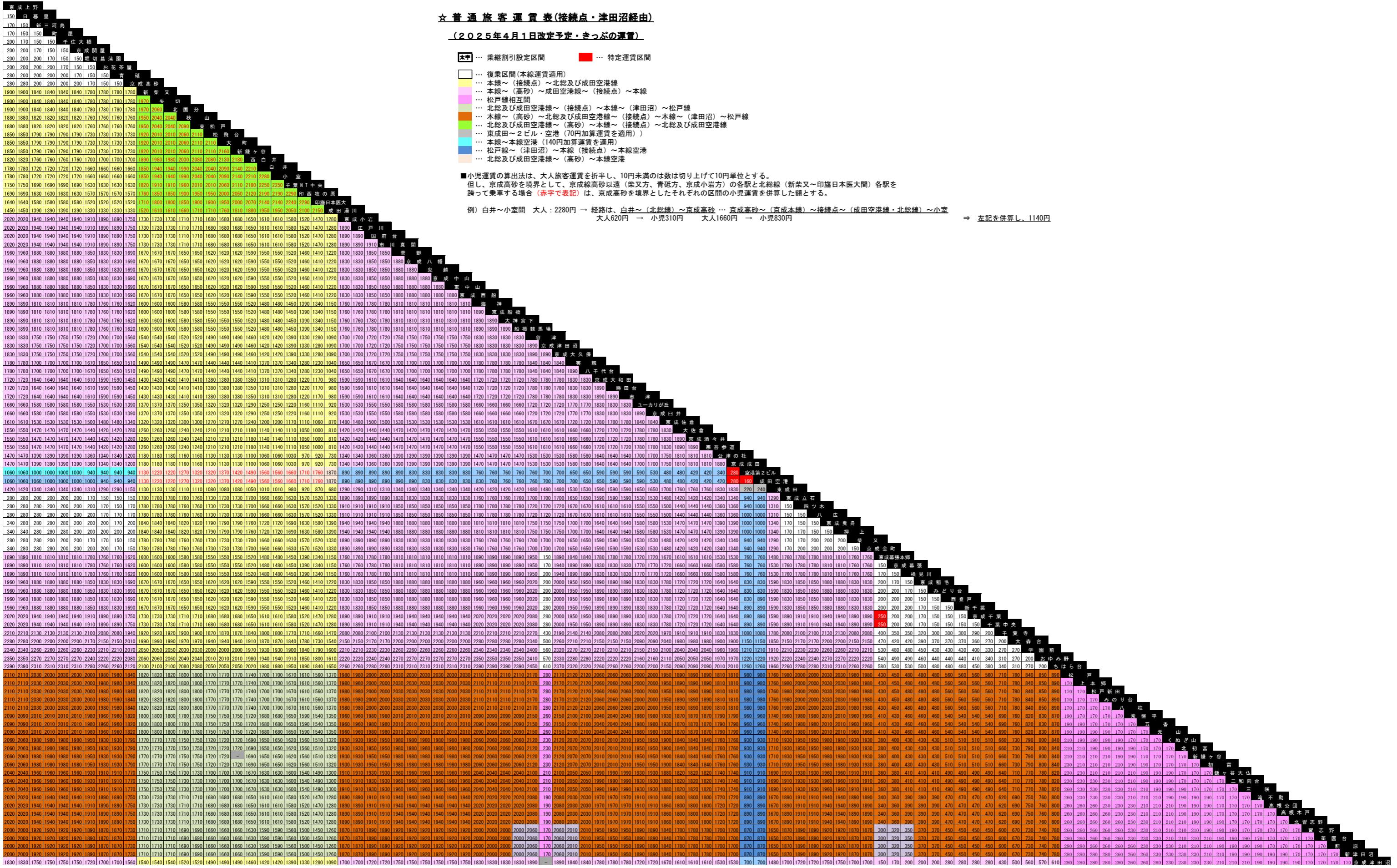
- [■] … 復乗区間(本線運賃適用)
 - 本線～(接続点)～北総及び成田空港線
 - 本線～(高砂)～成田空港線～(接続点)～本線
 - 松戸線相互間
 - 北総及び成田空港線～(接続点)～本線～(津田沼)～松戸線
 - 本線～(高砂)～北総及び成田空港線～(接続点)～本線～(津田沼)～松戸線
 - 北総及び成田空港線～(高砂)～本線～(接続点)～北総及び成田空港線
 - 東成田～2ビル・空港(70円加算運賃を適用)
 - 本線～本線空港(140円加算運賃を適用)
 - 松戸線～(津田沼)～本線(接続点)～本線空港
 - 北総及び成田空港線～(高砂)～本線空港

■ 小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。
但し、京成高砂を境界として、京成線高砂以遠(柴又方・青砥方、京成小岩方)の各駅と北総線(新柴又～印旛日本医大間)各駅を跨って乗車する場合(赤字で表記)は、京成高砂を境界としたそれぞの区間の小児運賃を併算した額とする。

例) 白井～小室間 大人：2280円 → 経路は、白井～(北総線)～京成高砂…京成高砂～(京成本線)～接続点～(成田空港線・北総線)～小室

大人620円 → 小兒310円 大人1660円 → 小兒830円

→ 左記を併算し、1140円



別表 第2号の2

キロ別旅客運賃表（ただし京成高砂・印旛日本医大間各駅相互発着となる場合に適用）
 2022年10月1日現在 (231)京成電鉄株式会社

キロ程	普通 運賃	通勤定期			通学定期		
		1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
1	190	7,980	22,750	43,100	1,070	3,050	5,780
2	190	7,980	22,750	43,100	1,350	3,850	7,290
3	190	7,980	22,750	43,100	1,640	4,680	8,860
4	280	11,760	33,520	63,510	1,890	5,390	10,210
5	280	11,760	33,520	63,510	2,140	6,100	11,560
6	330	13,860	39,510	74,850	2,390	6,820	12,910
7	330	13,860	39,510	74,850	2,620	7,470	14,150
8	380	15,960	45,490	86,190	2,850	8,130	15,390
9	380	15,960	45,490	86,190	3,050	8,700	16,470
10	430	18,060	51,480	97,530	3,260	9,300	17,610
11	430	18,060	51,480	97,530	3,470	9,890	18,740
12	480	20,160	57,460	108,870	3,640	10,380	19,660
13	480	20,160	57,460	108,870	3,790	10,810	20,470
14	480	20,160	57,460	108,870	3,950	11,260	21,330
15	550	23,100	65,840	124,740	4,080	11,630	22,040
16	550	23,100	65,840	124,740	4,220	12,030	22,790
17	550	23,100	65,840	124,740	4,330	12,350	23,390
18	620	26,040	74,220	140,620	4,440	12,660	23,980
19	620	26,040	74,220	140,620	4,530	12,920	24,470
20	620	26,040	74,220	140,620	4,620	13,170	24,950
21	670	28,140	80,200	151,960	4,700	13,400	25,380
22	670	28,140	80,200	151,960	4,760	13,570	25,710
23	670	28,140	80,200	151,960	4,810	13,710	25,980
24	720	30,240	86,190	163,300	4,850	13,830	26,190
25	720	30,240	86,190	163,300	4,880	13,910	26,360
26	720	30,240	86,190	163,300	4,910	14,000	26,520
27	770	32,340	92,170	174,640	4,950	14,110	26,730
28	770	32,340	92,170	174,640	4,970	14,170	26,840
29	770	32,340	92,170	174,640	4,990	14,230	26,950
30	820	34,440	98,160	185,980	5,010	14,280	27,060
31	820	34,440	98,160	185,980	5,030	14,340	27,170
32	820	34,440	98,160	185,980	5,050	14,400	27,270
33	820	34,440	98,160	185,980	5,080	14,480	27,440

別表第3号

危 険 品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
1 爆発性の物	火薬類	火薬	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの	
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬			
				過塩素酸塩を主とする火薬			
		爆薬	爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—		
				硝安爆薬	—		
				塩素酸カリ爆薬	—		
				カーリット	—		
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—		
				硝酸エステル	—		
				ダイナマイト類	—		
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—		
		火工品	火薬	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの	
				実包	銃用実包	弾帯又は薬こうにそう入り、又は振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあつては800個以内）のもの	
			火薬	空包	銃用空包	弾帶又は薬こうにそう入り、又は振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの	
			信管		—		
			火管		—		
		火工品	導爆線		—		
			雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によつて発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの		
			火薬又は爆薬を装てんした弾丸類		—		
			星火を発する榴弾		—		
			救命索発射器用ロケット		—		
			煙火		—		
			がん具煙火	がん具煙火（おもちゃや花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの		
			競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの		
			導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの		
			電気導火線		容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの		
			その他の火工品		—		
	その他		その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類		—		

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造との重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釀用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3 引火性の物	可燃性液体		—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	揮発油	—	—
			—	ソルベントナフタ	—	—
			—	コールタール軽油	—	—
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	—
			—	トルエン（トルオール）	—	—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	—
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	—	—
			—	二硫化炭素	—	—
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—
			—	エーテル	—	—
			—	クロロシラン	—	—
			—	アセトアルデヒド	—	—
			—	パラアルデヒド	—	—
			—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	酢酸アルミ	—	—
			—	酢酸エチル	—	—
			—	酢酸メチル	—	—
			—	義酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	—
			—	酢酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油（石油）	—	—
			—	軽油（ガス油）	—	—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	—
			—	ガソリン	—	—
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	—
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	—
			—	エチルエーテル	—	—
			—	酸化プロピレン	—	—
			—	ノルマルヘキサン	—	—
			—	エチレンオキシド	—	—
			—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	—
			—	イソペンチルアルコール	—	—
			—	メチルエチルケトン	—	—
	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4 可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの	
			炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの	
			天然ガス	炭酸ガスカートリッジ*		
			水素ガス	プロパンガス*		
			窒素ガス	水素ガス吸入器*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの	
			オゾン	窒素ガスボンベ*		
			ヘリウム	オゾン発生器*		
			ネオンガス	ヘリウムガス*		
			アセチレンガス	ネオン管*		
			硫化水素ガス	—	—	
			一酸化炭素ガス	—	—	
			石炭ガス	—	—	
			水性ガス	—	—	
			空気ガス	—	—	
			アンモニアガス	—	—	
			塩素ガス	—	—	
			亜酸化窒素ガス(笑気ガス)	—	—	
			ホスゲンガス	—	—	
			アルゴン	—	—	
4 液化ガス	液化ガス	液化ガス	エタン	—	—	
			エチレン	—	—	
			メタン	—	—	
			その他の圧縮ガス及びその製品	—	—	
			液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの	
			液化プロパン	プロパンガス*		
			フレオン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*		
			フレオン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの	
			ブタン	ライター、カセットガスボンベ*		
			液体空気	—	—	
			液体窒素	—	—	
			液体酸素	—	—	
			液体アンモニア	—	—	
			液体塩素	—	—	
			液体亜硫酸	—	—	
			液化シアノ化水素(液体青酸)	—	—	
			塩化エチル	—	—	
			塩化メチル(メチルクロライド)	—	—	
			液化酸化エチレン	—	—	
			塩化ビニルモノマー	—	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	—
				その他の液化ガス及びその製品	—	—
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	—
			—	塩素酸カリウム	—	—
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	—
			—	塩素酸カルシウム	—	—
			—	塩素酸ストロンチウム	—	—
			—	塩素酸アンモニウム	—	—
			—	その他の塩素酸塩類	—	—
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモニア）	—	—
			—	過塩素酸カリウム	—	—
			—	過塩素酸ナトリウム	—	—
			—	その他の過塩素酸塩類	—	—
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	—
			—	過酸化カルシウム	—	—
			—	過酸化マグネシウム	—	—
			—	過酸化バリウム	—	—
			—	過酸化亜鉛	—	—
			—	過酸化カリウム	—	—
			—	その他の無機過酸化物	—	—
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム又は硝安）	—	—
			—	硝酸ナトリウム	—	—
			—	その他の硝酸塩類	—	—
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	—
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	—
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	—
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	—
			—	過硫酸カリウム	—	—
			—	過硫酸ナトリウム	—	—
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	—
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	—
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	—
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	—
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	—
			—	沸化水素酸	—	—
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	—

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルビクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（プロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燃剤		
			—	D N剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	B H C 剤		
			—	DD T 剤		
			—	鉛油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
	その他危険物		—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損する恐れのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。